

令和 5 年度 中小企業・小規模事業者・地域経済関係 概算要求等ポイント

2022年11月
製造産業局生活製品課

令和5年度 中小企業・小規模事業者・地域経済関係 概算要求等ポイント

基本的な課題認識と対応の方向性

- 新型コロナの長期化、急速な円安の進行、原材料・エネルギー価格等の高騰により厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者等に対する資金繰り支援や価格転嫁対策等に万全を期す。
- その上で、激変する産業構造の中で「成長と分配の好循環」を実現するために必要不可欠な「成長志向の中小企業・小規模事業者」の創出に向け、挑戦・自己変革を後押しするための予算・税等の政策措置を総動員する。また、自治体と連携した、地域経済を牽引し、地域課題を解決する企業の取組を加速化する。

※また、長期化するコロナ禍・物価高騰等の環境下にある中小企業等に必要な支援について事項要求。

中小企業対策費	令和4年度	令和5年度（要求）
	1,095億円※	1,343億円※

※デジタル庁に一括計上することとなった情報システム予算のうち中小企業政策に関連するものを含めると、令和4年度は約1,118億円、令和5年度概算要求額は約1,364億円となる。

【1】コロナ長期化・原材料価格高騰等の危機への対応

- 資金繰り支援等を通じて、足元の業況が厳しい中小企業・小規模事業者等の事業継続を強力に支援する。また、「転嫁円滑化施策パッケージ」の着実な実施により価格転嫁・取引適正化を実現し、持続的な賃上げの原資となる収益を確保する。

＜資金繰り支援＞

当初 日本政策金融公庫補給金【151.1億円（145.5億円）】

日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げため、利子補給を実施。

当初 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業【67.7億円（49.8億円）】

信用保証制度等を通じた資金繰り支援を実施。スタートアップ創出のため経営者保証なしのメニューを新設。

＜価格転嫁対策＞

その他 「価格交渉促進月間」（9月・3月）の実施や、下請振興法に基づく「指導・助言」、下請Gメンによるヒアリング、「パートナーシップ構築宣言」の参加企業数の増加・実効性の向上

当初 中小企業取引対策事業【27.9億円（21.3億円）】

価格交渉促進月間や、下請Gメン等による取引実態の把握、下請法の厳正な執行、下請かけこみ寺での相談対応等を実施。

【2】創業・事業承継を通じた挑戦・自己変革の推進

- 創業・事業承継・引継ぎ（M&A）という転換点を契機に新たな取組に挑戦する自己変革への意欲が高い企業への支援を強化する。
- このため、①創業時の借入時における経営者保証を不要とする保証制度創設、②中小企業・小規模事業者の後継者同士のネットワークの創出、③事業承継に係る手厚いサポート体制の構築等を行うことにより、創業・事業承継を円滑に実施するための環境を整備する。

当初 後継者支援ネットワーク事業【4.0億円（新規）】

後継者同士の切磋琢磨できる場を創出し、家業を活かした新規事業アイデアを競うイベントを開催。

当初 中小企業活性化・事業承継総合支援事業【225.0億円（157.7億円）】

中小企業活性化協議会による事業再生支援、事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施。

当初 事業承継・引継ぎ支援事業【20.0億円（16.3億円）】

事業承継・引継ぎ（M&A）後の経営革新やM&A時の専門家活用、事業承継・M&Aに伴う廃業に係る費用等を支援。

中小企業信用補完制度関連補助・出資事業（再掲）

【3】成長分野等への挑戦に向けた投資の促進

- 内外の環境激変によって既存のサプライチェーンが流動化する中、生産性向上・再構築等に向けた設備投資を積極的に行う中小企業・小規模事業者等を後押しするとともに、海外展開等の新たな市場獲得についても支援する。

＜デジタル化・生産性向上＞

- 補正等** 中小企業生産性革命推進事業【2,000.6億円（令和3年度補正）】
設備投資、IT導入、販路開拓等への補助を通じ、中小企業・小規模事業者の生産性向上等に向けた取組を支援。
- 当初** 地域未来DX投資促進事業【34.9億円（15.9億円）】
地域企業のDX実現に向け、産学官金が参画する支援コミュニティの支援活動や新事業の創出に向けた実証事業等を支援。

＜海外展開・新分野開拓・事業再構築＞

- 当初** ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業【10.6億円（10.2億円）】
複数の中小企業等が連携して行う、新たな付加価値創造を図る製品・サービス開発や事業再構築等の取組を支援。
- 補正等** 事業再構築補助金【7,123.0億円（令和3年度補正+令和4年度予備費）】
新型コロナの影響を大きく受けながらも新分野展開、業態転換等の事業再構築に挑戦する中小企業等を支援。
- 当初** グリーントランスフォーメーション対応支援事業（中小機構交付金の内数）
中小機構への相談窓口の設置や支援機関の人材育成等によりカーボンニュートラルに向けた取組を支援。
- 当初** JAPANブランド育成支援等事業【8.6億円（5.5億円）】
海外市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者等による新商品・サービス開発やブランディング、展示会出展等を支援。

＜設備投資＞

- 税** 中小企業経営強化税制の見直し・延長
経営力向上計画に基づく設備投資に対する即時償却又は税額控除措置の見直し・延長。
- 税** 中小企業投資促進税制の延長
生産性向上に向けた一定の機械装置等の取得等に対する特別償却又は税額控除措置の延長。
- 税** 地域未来投資促進税制の延長・拡充
地域経済を牽引する企業の設備投資に対する税制措置（特別償却20～50%又は税額控除2～5%）を延長・拡充。

＜研究開発＞

- 当初** 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）【132.9億円（104.9億円）】
大学等と連携して行う研究開発やAI/IoT等の先端技術を用いた革新的なサービスモデル開発等を支援。
- 税** 中小企業技術基盤強化税制の見直し
中小企業が実施する研究開発に要する費用に対する税額控除制度の見直し。

【4】地域課題解決に向けた取組への支援の拡充等

- 地域活性化に向けて、地方自治体等と連携し、地域課題の解決に取り組む中小企業・小規模事業者等を支援する。

- 当初** 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【12.9億円（10.9億円）】
地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえた小規模事業者による販路開拓・生産性向上に向けた取組を支援。
- 当初** 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業【8.8億円（4.6億円）】
地方公共団体と連携し、中小事業者等によるテナントミックスの実現に向けた施設整備やまちづくり人材の育成等を支援。
- 当初** 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業【8.4億円（6.5億円）】
地域内外の関係主体と連携し、地域課題解決と収益性との両立を目指す取組や、地域一体で人材育成を行う取組等を支援。
- 当初** 工業用水道事業費補助金【34.8億円（20.3億円）】
地域の産業インフラとして重要な工業用水について、事業者が実施する工業用水道施設の強靱化を支援

【5】伴走支援・人材確保支援等

- 経営力再構築伴走型支援モデル等を活用し、中小企業・小規模事業者に対する強力な経営支援を行うとともに、企業における人材育成やマッチングをサポートする。

＜人材育成・マッチング＞

- 当初** 中小企業・小規模事業者人材対策事業【8.9億円（8.4億円）】
経営課題解決に資する人材確保のため、企業の戦略策定やコンソーシアムによる人材確保支援体制の整備を支援。

＜伴走支援等＞

- 当初** 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【54.0億円（40.0億円）】
各都道府県による支援拠点を整備するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。
- 当初** 小規模事業者対策推進等事業【54.8億円（53.3億円）】
中小企業支援機関等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援。

伝統的工芸品産業支援補助金

製造産業局生活製品課伝統的工芸品産業室

令和5年度概算要求額 **3.6 億円 (3.6 億円)**

事業の内容
事業目的 我が国の伝統的工芸品産業の振興を図るため、個々の産地の実情・特性に応じた事業計画に沿った需要開拓、人材育成・確保等に対する支援を通じて、同産業の活性化及び地域経済の発展に寄与します。
事業概要 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により経済産業大臣の認定を受けた各種事業計画に基づき実施する後継者育成や需要開拓・意匠開発などの取組を支援します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
補助（産地組合・製造事業者等：2/3、 学校法人・コンサルタント等：1/2） 国 → 国指定伝統的工芸品の 製造共同組合等 補助上限額：2,000万円  【後継者・従事者育成事業】  【需要開拓事業】 ・後継者・従事者育成事業 ・原材料確保対策事業 ・需要開拓事業 ・技術・技法の記録収集・保存事業 ・意匠開発事業 ・若年層等後継者創出育成事業等を実施
成果目標
補助事業者が策定する各事業計画においてKPI（新商品開発数、研修受講者数等）を設定し、そのKPIを達成する事業計画数の割合が80%以上を目指します。

伝統的工芸品産業振興補助金

製造産業局生活製品課伝統的工芸品産業室

令和5年度概算要求額 **7.2 億円** （ **7.2 億円** ）

事業の内容
事業目的 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）に基づき、我が国の伝統的工芸品産業の振興を図るため、伝統的工芸品の国内外への普及啓発や需要開拓、産地指導や伝統工芸士認定事業など、個別産地では対応が困難、あるいは非効率となる全国規模の事業への支援を通じ、同産業の活性化及び地域経済の発展に寄与することを目的としています。 事業概要 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）第23条に基づき設立された、伝統的工芸品産業の振興を目的とする一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会が実施する産地横断的な人材確保事業、技術・技法継承事業、産地指導事業、普及推進事業、需要開拓事業等の経費の一部を、同法第26条に基づき補助します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
補助（全指定産地共通：定額、個別産地：2/3、協会のPRとなるもの：1/2） 国 → 一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会 【伝統的工芸品月間国民会議全国大会】 【海外のショールーム】 【コンサルタント産地支援事業】 製造事業者 自治体 経済産業局 産地組合等 DMO/DMC 商工会/中小企業診断士 伴走者：専門家 課題抽出 対応策検討 振興計画等の作成 支援メニューの活用 卸事業者 その他関係者 地銀/信金
成果目標
各実施事業においてKPIを設定するとともにそのKPI（伝統工芸士数、催事参加者数等）を達成する事業数について全体の8割以上を目指します。

【1】 コロナ長期化・原材料価格高騰等の 危機への対応

日本政策金融公庫補給金

中小企業庁事業環境部金融課

令和5年度概算要求額 **151.1 億円** (145.5 億円)

事業の内容

事業目的

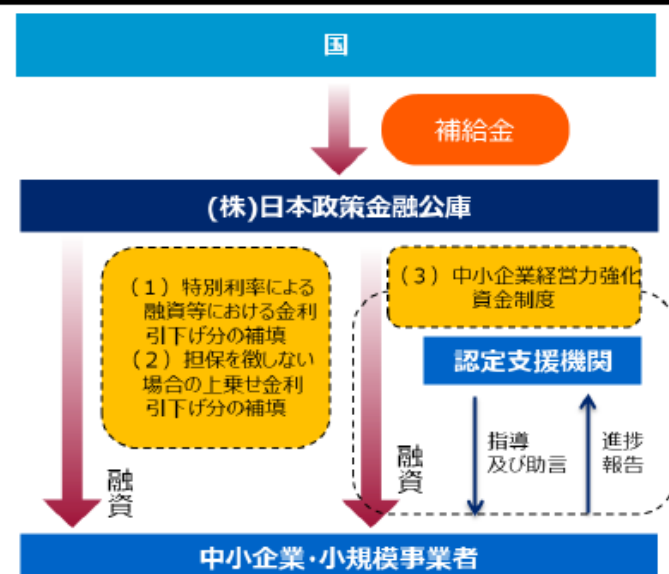
日本政策金融公庫に対して、基準利率と特別利率の利率差及び金利引下げ分に対して、財政措置を行うことで、中小企業・小規模事業者の資金需要に的確に応え、同公庫の融資事業の円滑な実施を図ります。

事業概要

以下、3点の財政措置を行います。

- (1) 一般利差補給金
特別利率による融資等における金利引下げ分の補填
- (2) 中小企業金融円滑化利子補給金
担保を徴しない場合の上乗せ金利引下げ分の補填
- (3) 中小企業経営力強化資金融資事業補給金
認定支援機関による指導及び助言を受け、新事業分野の開拓などを行う者に対する融資制度における金利引下げ分に補填（国民生活事業）

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

日本政策金融公庫の金利の引下げを行うことにより、創業や新事業の展開、事業承継などの重点政策課題に取り組む中小企業や、社会的・経済的環境の変化等の影響を受けている中小企業などに対し、資金繰りの円滑化等を図ります。

中小企業信用補完制度関連補助・出資事業

中小企業庁事業環境部金融課

令和5年度概算要求額

67.7 億円 (49.8 億円)

事業の内容

事業目的

全国51ある信用保証協会が、経営の安定に支障が生じている中小企業による民間金融機関からの融資に保証を行うことで、中小企業の資金繰りの円滑化を図ることを目的とします。

事業概要

(1) 経営安定関連保証等対策費補助事業

全国51ある信用保証協会が、経営の安定に支障が生じている中小企業に対する民間金融機関からの融資に保証を行い、債務不履行が生じた場合に発生する信用保証協会の損失の一部を補填します。

また、創業時の経営者保証を不要とする新たな保証制度を創設することでスタートアップの更なる創出を図ります。

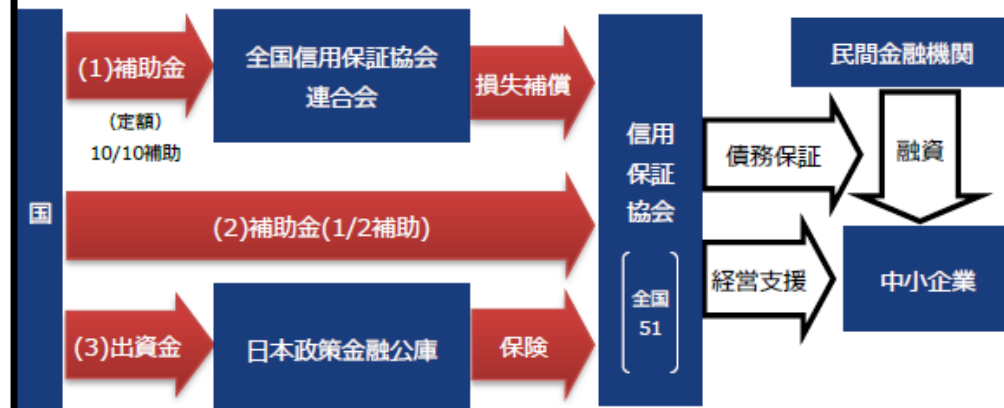
(2) 信用保証協会による経営支援等対策費補助事業

中小企業に対する経営支援を促すため、全国51ある信用保証協会が専門家派遣等により経営支援を行うことを支援します。

(3) 経営力強化保証事業（日本政策金融公庫出資金）

認定支援機関による経営支援を前提に、日本政策金融公庫を通じて信用保証協会の保険料を減免し、中小企業が保証協会に支払う保証料を引下げのため、日本政策金融公庫に対する出資を行います。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

信用保証制度を通じた中小企業の資金繰りの円滑化等を図ります。

信用保証協会による経営支援等対策費補助事業により、専門家派遣を通じ、経営環境の悪化した中小企業に経営支援を行います。

令和5年度概算要求額 **27.9 億円** (21.3 億円)

事業の内容

事業目的

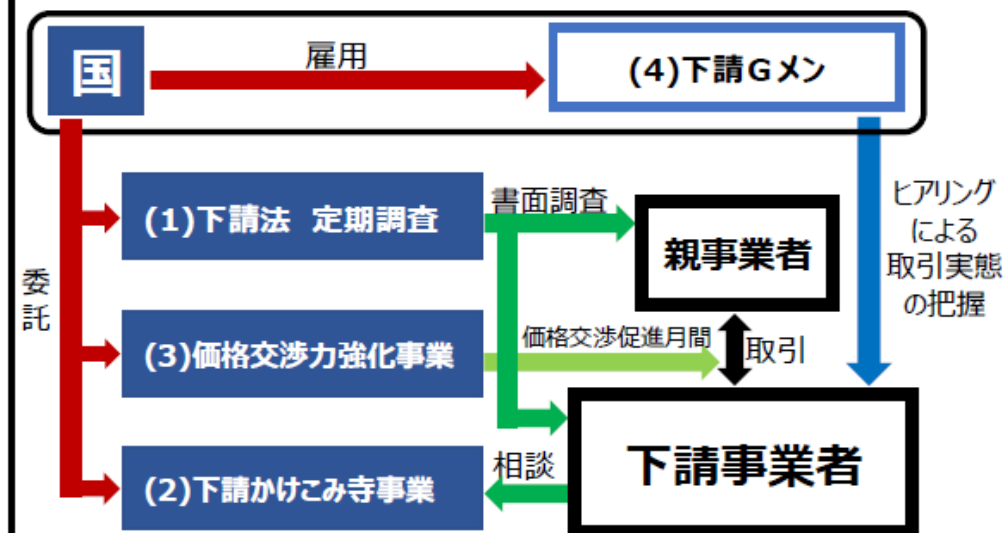
原材料価格等のコスト上昇分の適切な価格転嫁をはじめとする、中小企業の取引環境の改善のため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」）の厳正な執行や相談窓口の運営、価格交渉力強化事業の実施、下請Gメンヒアリングによる取引実態の把握等を通じ、中小企業の取引の適正化に取り組めます。

事業概要

中小企業の取引の適正化を図るために、以下の取組を行います。

- (1) 下請法の厳正な執行
下請法等に基づく書面調査の実施するほか、法執行に必要なシステムを運用
- (2) 下請かけこみ寺における相談対応
中小企業の取引上の悩みについて、無料で相談員・弁護士が相談に応じる「下請かけこみ寺」を運営
- (3) 価格交渉力強化事業
9月と3月を価格交渉促進月間として位置づけ、講習会や広報、フォローアップ調査などを実施
- (4) 下請Gメンによるヒアリング調査
取引実態を把握するための下請Gメンによる中小企業へのヒアリング調査の実施

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

- ・受注側企業向け調査において「不合理な原価低減要請を受けていない」と回答する割合を70%以上となることを目指します。
- ・受注側企業向け調査において「発注側事業者と協議を申し入れ、協議に応じてもらった」と回答する割合を70%以上となることを目指します。

【2】 創業・事業承継を通じた挑戦・ 自己変革の推進

令和5年度概算要求額

4.0 億円 (新規)

事業の内容

事業目的

地域経済の新陳代謝を進めるために、地域に根ざした中小企業の次期経営者となる後継者が取り組む新規事業や事業再構築に向けた取組等を支援することで、将来的な中小企業の更なる成長を図ります。

事業概要

(1) 後継者の掘り起こし並びにコミュニティやネットワークの構築
・ワークショップ等のイベントを通して、各地域の中小企業支援機関等に声をかけて、後継者のコミュニティへの参画を促します。集まった後継者同士を繋ぐとともに、先輩経営者等も同時に掘り起こし、後継者同士並びに先輩経営者等とのコミュニティやネットワークを構築します。

(2) 家業を活かした新規事業アイデアを競うピッチイベントの開催
・後継者の既存事業及び経営資源の活用を踏まえた新規事業等の企画・実行に向けた具体的な行動を引き出すため、後継者向けのピッチイベントを開催します。ピッチイベントの決勝大会出場者には先輩経営者等を派遣して、事業計画の磨き上げ等を実施します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

令和5年度から令和9年度までの5年度間の事業であり、最終的には後継者による50件の新規事業展開や事業拡大を目指します。

中小企業活性化・事業承継総合支援事業

(旧：中小企業再生支援・事業承継総合支援事業)

中小企業庁事業環境部金融課
中小企業庁事業環境部財務課

令和5年度概算要求額 **225.0 億円** (**157.7 億円**)

事業の内容

事業目的

(1)中小企業活性化事業

各都道府県の中小企業活性化協議会が財務上の問題を抱える中小企業・小規模事業者に対して事業再生等のフェーズに応じた支援及び民間の支援専門家の育成を実施し、地域経済で大きな役割を果たす中小企業・小規模事業者の活性化と雇用の維持・確保を図ります。

(2)事業承継総合支援事業

中小企業経営者の高齢化は深刻化しており、解散・休廃業の増加が今後も見込まれるなど、中小企業・小規模事業者は引き続き厳しい状況に置かれているため、後継者不在の中小企業・小規模事業者の事業承継・引継ぎの促進・円滑化を図ります。

事業概要

(1)中小企業活性化事業

専門家が、再生等支援に関する相談を受け、課題解決に向けたアドバイスを実施します。そのうち、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、個別支援チームにより金融機関との調整等を行い、再生計画策定支援等を実施します。

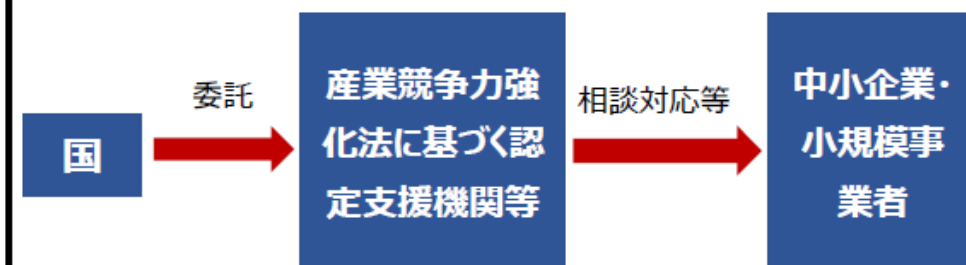
経営者保証解除に係るサポートとして、従来の事業承継時以外も支援対象とするなどの体制強化を図ります。

(2)事業承継総合支援事業

全国48カ所に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施します。また、事業承継・引継ぎの機運醸成に向けた普及啓発や、M&A支援機関の登録制度等の事業承継・引継ぎ推進に係る基盤整備を実施します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1)(2)ともに以下の事業スキームにて運用



成果目標

(1)中小企業活性化事業

足下並みの二次破綻率（再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率）を目指します。（令和元年度3.1%、令和2年度2.7%、令和3年度1.9%）

(2)事業承継総合支援事業

令和5年度における全国の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、約14,500件の相談対応、2,000件の成約を目指します。

令和5年度概算要求額 **20.0 億円** (16.3 億円)

事業の内容

事業目的

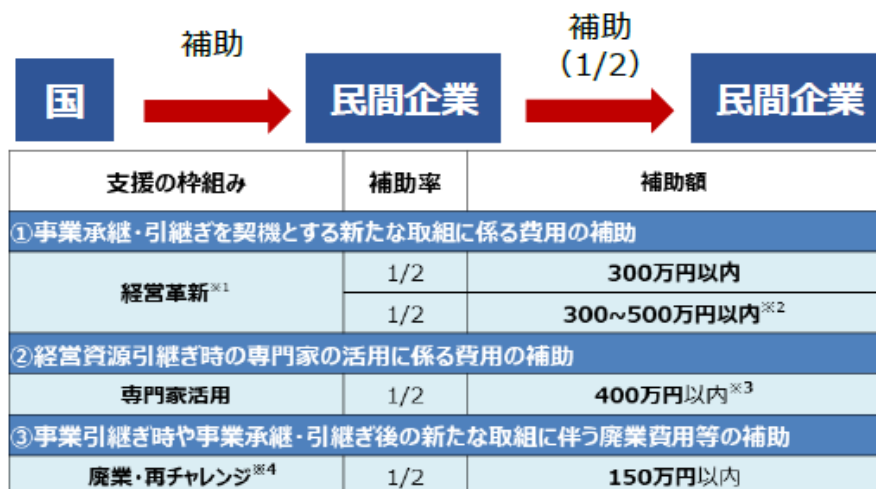
経営者の高齢化が進む中、事業承継や引継ぎ（M&A）によって中小企業の経営資源を次世代へ引き継ぐことが重要です。新型コロナウイルス感染症による影響もあり、事業承継を後ろ倒しにする事業者が増加しており、事業承継や引継ぎを後押しすることの重要性がますます高まっています。このため、本事業においては、事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓等の新たな取組を支援するとともに、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。また、事業承継・引継ぎに当たり廃業を伴う場合には、廃業費用についても支援します。地域の貴重な経営資源を散逸させることなく次世代へ引き継ぐことや、事業承継を契機とする経営革新を支援することで我が国の経済の活性化を図ります。

事業概要

事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓、事業戦略に係るコンサル費用等の経営革新にかかる費用について、以下の3つの事業により支援します。

- （1）経営革新事業 事業承継やM&A実施後の経営革新（設備投資、販路開拓等）に係る費用を支援します。
- （2）専門家活用事業 M&A時の専門家活用に係る費用（仲介・ファイナンシャルアドバイザーに係る費用、デューデリジェンス費用、セカンドオピニオンにかかる費用、表明保証保険料等）を支援します。
- （3）廃業・再チャレンジ事業 事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用を支援します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※1 「親族内承継」、「M&A」、「創業」の類型が存在
 ※2 生産性向上に関する要件等を満たす場合、補助上限額を引き上げ

※3 M&Aが未成約の場合は補助額が半減
 ※4 経営革新または専門家活用と併用可

成果目標

- （1）事業承継・引継ぎ補助金の補助事業者（経営革新事業）について、5年経過後の経常利益の上昇率を5%以上とすることを目指します。
- （2）事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用事業）を契機に事業引継ぎに着手した事業者の成約率40%以上を目指します。
- （3）事業承継・引継ぎ補助金（廃業/再チャレンジ事業）を契機に廃業後の再チャレンジを実現した者の割合を70%以上とすることを目指します。

【３】 成長分野等への挑戦に向けた投資の 促進

中小企業生産性革命推進事業

令和3年度補正予算額 **2,001億円**

- (1) 中小企業庁 技術・経営革新課
- (2) 中小企業庁 小規模企業振興課
- (3) 中小企業庁 経営支援課
- (4) 中小企業庁 財務課

事業の内容

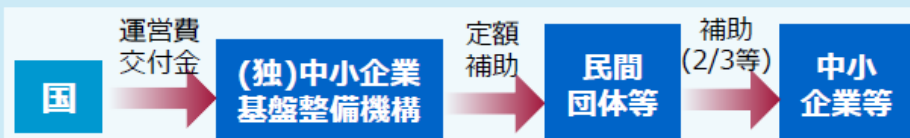
事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えします。
- そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓を支援する中小企業生産性革命推進事業について、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たな特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。
- 加えて、事業承継・引継ぎ補助金を新たに追加し、中小企業の生産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進します。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後1年で、販路開拓につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- 事業承継・引継ぎ支援事業により、令和4年度末までに約1,500者の中小企業者等の円滑な事業承継・事業引継ぎを支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【各補助事業の内容】

（1）ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業況が厳しい中で生産性向上や賃上げ等に取り組む事業者を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円（※従業員規模により異なる）	原則1/2（※小規模事業者・再生事業者は2/3）
回復型賃上げ・雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円（※同上）	

（2）小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）や創業や後継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3（※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠	200万円	
新陳代謝枠	200万円	
インボイス枠	100万円	

（3）サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

ITツール※補助額：～50万円（補助率：3/4）、50～350万円（補助率：2/3）

※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等

PC、タブレット等補助上限：10万円（補助率：1/2）、

レジ補助上限額：20万円（補助率：1/2）

インボイス制度への対応も見据え、クラウド利用料を2年分まとめて補助するなど、企業間取引のデジタル化を強力に推進します。

（4）事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

補助上限：150万円～600万円、補助率：1/2～2/3

事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。また、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等についても支援します。

地域未来DX投資促進事業

地域経済産業グループ地域企業高度化推進課
商務情報政策局サイバーセキュリティ課
商務情報政策局情報技術利用促進課
中小企業庁経営支援課

令和5年度概算要求額 **34.9 億円** (15.9 億円)

事業の内容

事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、デジタル化は不可逆的に進展しています。各国では非接触・リモート社会の構築に向けて、デジタル投資が加速しており、デジタル技術の活用が企業・産業の競争力に直結します。地域企業・産業が、こうした動きに取り残されることなく、生産性を向上し、付加価値を生み出していくためには、デジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション（DX））を実行していくことが不可欠です。本事業では、各種の取組を通じて、地域企業・産業で取組が遅れているDXを強力に支援・推進します。

事業概要

（1）地域DX促進環境整備事業

- ①地域ぐるみで企業のDXを促進するため、産学官金が参画する支援コミュニティが行う伴走型支援やマッチング等に要する費用を補助します。（補助）
- ②地域の特性や強みとデジタル技術を掛け合わせ、地域企業等が行う新事業創出の実証事業を補助します。（補助）
- ③公設試験検索システムの更新や地域未来牽引企業等の経営状況の調査、産業用地検索システムの構築等を行います。（委託）

（2）地域デジタル人材育成・確保推進事業

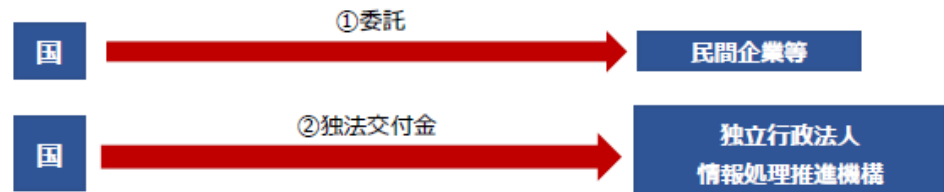
- ①デジタル人材育成プログラムの運営及び現場研修プログラムの伴走支援を含む地域内のデジタル人材育成のハブ機能の実証を実施します。（委託）
- ②デジタルスキル・能力の見える化に向けた環境整備及び専用ポータルサイトを運営します。（独法交付金）

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）地域DX促進環境整備事業



（2）地域デジタル人材育成・確保推進事業



成果目標

- （1）①事業年度から、その3年後までの間において、支援コミュニティの活動地域における「地域未来牽引企業と地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者」からなる企業群の労働生産性の伸び率を6%以上増加することとします。
- ②事業終了後3年を経過した日までに、実証事業のうち、対象となる新事業に係る売上計上を予定する事業の割合を50%以上とします。
- （2）令和8年度までに地域企業のDXを進められる人材（課題解決型現場研修プログラム修了者）を1,300人育成・確保します。

ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業

中小企業庁経営支援部
技術・経営革新課

令和5年度概算要求額 **10.6 億円** (10.2 億円)

事業の内容

事業目的

経済のグローバル化、脱炭素化、デジタル化などが急速に進みつつある中、ウイズコロナ／アフターコロナ時代の経済社会の変化に対応すること等を目的として中小企業等が連携して取り組む事業への大胆な投資を促し、補助事業者の生産性向上・経済構造転換を図ります。

事業概要

生産性向上・経済構造転換を図るためには、他社や研究機関等との連携を通じ、自社の強み／弱みを補強しつつ、新事業を迅速に実施することが重要です。そこで、例えばデータ共有等により、複数の事業者が連携し、革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の改善の取組を行い、連携して生産性を高めるプロジェクトを支援します。

特に、「事業再構築指針」の要件を満たす事業計画を策定し、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等に取り組む事業者が連携体に含まれる場合は、補助上限額を引き上げて支援します。

また、使い勝手の向上を図るため、連携体全体の補助上限内であれば、連携体内で各事業者が柔軟に補助金額を設定できるようにします。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



	補助上限	補助率
補助上限額（連携体）	【1者当たりの基本補助上限額】 従業員数 21人以上：2,500万円、 6～20人：2,000万円 5人以下：1,500万円 ※ただし、1連携体につき1億円が上限。 ※事業再構築指針の要件を満たす事業計画に取り組む事業者が含まれる場合、補助上限額を1者当たり1,000万円加算。 ただし、その場合でも、1連携体につき1.5億円が上限。	中小企業 1/2以内 小規模事業者 2/3以内

※上記により算定された連携体全体の補助上限額の範囲内であれば、連携体を構成する各事業者の補助金額は柔軟に設定可能。ただし、その場合でも、1者当たりの補助上限額は、5,000万円以内又は連携体全体の補助上限額の3/4以内のいずれか低い金額（2年度継続実施の場合は、合計で8,000万円が上限）とします。

成果目標

補助事業期間終了後、事業計画期間中（補助事業期間終了後3～5年間）に、付加価値額の年率平均3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の同3.0%以上の増加。

中小企業等事業再構築促進事業

令和3年度補正予算額 **6,123億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、中小企業等が、新分野展開や業態転換などの事業再構築を通じて、コロナ前のビジネスモデルから転換する必要性は、依然として高い状況にあります。
- こうしたことから、令和2年度3次補正予算で措置した中小企業等事業再構築促進事業について、必要に応じて見直しや拡充を行いながら、中小企業等の事業再構築を支援し、日本経済のさらなる構造転換を図ってきたところです。
- 本事業について、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者への重点的支援を継続しつつ、売上高減少要件の緩和などを行い、使い勝手を向上させます。
- 特に、ガソリン車向け部品から電気自動車等向け部品製造への事業転換のように、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ売上高減少要件を撤廃した新たな申請類型を創設することで、ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点的に支援していきます。

成果目標

- 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加等を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

主な補助対象要件

- ① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること（グリーン成長枠を除く）
- ② 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること（補助額3,000万円超は金融機関も必須）等

補助金額・補助率

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援)	500万円、1,000万円、1,500万円(※2)	中小3/4、中堅2/3
回復・再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)		
通常枠 (事業再構築に取り組む事業者に対する支援)	2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円(※2)	中小2/3、中堅1/2(※3)
大規模賃金引上げ枠 (多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援)	1億円	
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2、中堅1/3

(※1) 補助下限額は100万円

(※2) 従業員規模により異なる

(※3) 6,000万円超は1/2（中小のみ）、4,000万円超は1/3（中堅のみ）

補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費（一部の経費については上限等の制限あり）

中小企業等事業再構築促進事業

令和4年度予備費予算額 **1,000億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、中小企業等が、新分野展開や業態転換などの事業再構築を通じて、コロナ前のビジネスモデルから転換する必要性は、依然として高い状況にあります。
- こうしたことから、令和2年度3次補正予算で措置した中小企業等事業再構築促進事業について、中小企業等の事業再構築を支援し、日本経済のさらなる構造転換を図ってきたところです。
- さらに、足下では、予期せぬウクライナ情勢の緊迫化等による原油や物価高騰等に伴い、中小企業等が更なる経済環境の悪化に直面しています。
- こうしたことを踏まえ、今般、新型コロナの影響を受けつつ、加えてウクライナ情勢の緊迫化等による原油価格・物価高騰等により業況が厳しい中小企業等が行う、新型コロナをはじめとする感染症の流行など、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応した、危機に強い事業への事業再構築の取組に対し、特別枠の創設や加算措置により重点的支援を行います。

成果目標

- 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加等を目指します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

主な申請枠の補助金額・補助率

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
回復・再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)	500万円、1,000万円、1,500万円(※2)	中小3/4、中堅2/3
原油価格・物価高騰等緊急対策枠(緊急対策枠) (原油価格物価高騰等の、予期せぬ経済環境の変化の影響を受けている事業者に対する支援)	1,000万円、2,000万円、3,000万円、4,000万円(※2)	中小3/4、中堅2/3(※3)
通常枠 (事業再構築に取り組む事業者に対する支援)	2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円(※2)	中小2/3、中堅1/2(※4)
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2、中堅1/3

(※1) 補助下限額は100万円

(※2) 従業員規模により異なる

(※3) 従業員規模に応じ、500、1,000、1,500万円超は2/3(中小)、1/2(中堅)

(※4) 6,000万円超は1/2(中小のみ)、4,000万円超は1/3(中堅のみ)

緊急対策枠の主な補助対象要件

- ① 足下で原油価格・物価高騰等により、2022年1月以降の売上高(又は付加価値額)が、2019～2021年同月と比較して10%(付加価値額の場合15%)以上減少していること(※)
- ② 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること等

(※) 該当する場合は、他の申請枠での申請の場合でも加算

独立行政法人中小企業基盤整備機構 運営費交付金事業

中小企業庁長官官房総務課

令和5年度概算要求額 **184.0 億円** (175.9 億円)

事業の内容

事業目的

中小企業政策全般にわたる総合的な支援・実施機関である独立行政法人中小企業基盤整備機構に対し、中小企業・小規模事業者の事業活動に必要な助言、研修、出資、共済制度の運営等の事業に必要な経費を交付します。

事業概要

上記事業の目的を踏まえ、第4期中期目標期間（令和元年度～令和5年度）においては、①事業承継・事業引継ぎの促進、②生産性向上、③新事業展開の促進・創業支援・事業再構築支援、④経営環境の変化への対応の円滑化を柱とする各種事業に必要な経費を交付します。

なお、令和5年度からは、2050年カーボンニュートラルの実現に向けグリーントランスフォーメーション（GX）に中小企業・小規模事業者が対応していくため、中小機構のGX相談窓口等機能強化や支援人材・支援機関の育成を促進する「グリーントランスフォーメーション対応支援事業」等の新規事業に取り組みます。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

本事業によって下記の第4期中期目標の基幹目標を達成する。

- ・県をまたいだ広域の事業引継ぎ成約件数を、中期目標期間において、1,100件以上を目標とします。
- ・中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率について、最終年度に33%以上を目標とします。
- ・ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数を6,200機関以上とします。
- ・小規模企業共済の在籍率を前中期目標期間終了時より16%ポイント以上向上させることを目標とします。

海外展開のための支援事業者活用促進事業

中小企業庁経営支援部
創業・新事業促進課
中小企業庁事業環境部財務課

令和5年度概算要求額

8.6 億円 (5.5 億円)

事業の内容

事業目的

(1) JAPANブランド育成支援等事業

地域中小企業の域外需要の獲得を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的とします。

(2) アイヌ中小企業振興対策事業

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」等に基づき、地域振興、産業振興、観光振興等を含めたアイヌ施策の総合的かつ効果的な実施に取り組むこととされていることから、アイヌの民芸品の理解を深め、アイヌ中小企業の産業振興を図ることを目的とします。

事業概要

(1) JAPANブランド育成支援等事業

中小企業・小規模事業者が、海外展開やそれを見据えた全国展開のため取り組み（新商品・サービス開発やブランディング等）を実施するための経費の一部を補助します。

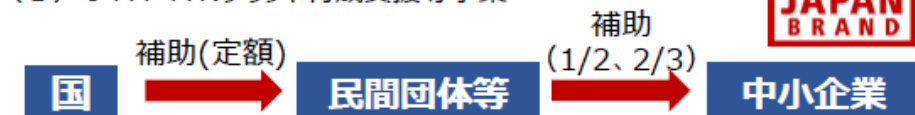
海外展開支援に実績のある支援機関・支援事業者（支援パートナー）の活用を要件とします。

(2) アイヌ中小企業振興対策事業

北海道や東京等での展示・販売事業や、アイヌ民芸品の木彫事業者等の技術の向上や新商品開発のための研修等の実施を支援します。

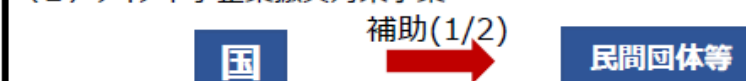
事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) JAPANブランド育成支援等事業



- 補助上限額：500万円（複数者による共同申請の場合は上限2,000万円）
- 補助率：2/3以内（海外展開を見据えた国内販路開拓、計画3年目の場合は1/2以内）

(2) アイヌ中小企業振興対策事業



- 補助上限額：716.5万円
- 補助率：1/2以内

成果目標

(1) JAPANブランド育成支援等事業

事業終了5年後の採択事業者全体の労働生産性について、20%向上を目指します。

事業期間中に海外との継続的な取引を実現したプロジェクトの割合50%以上を目指します。

(2) アイヌ中小企業振興対策事業

展示・販売会等の参加者でアイヌ民芸品に大変興味を持ったと回答した者の割合90%以上を目指します。

中小企業経営強化税制の見直し及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

延長

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（10%※）のいずれかの適用を認める措置。
※資本金3,000万円超の場合は7%
- 円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナ禍の中、中小企業の生産性向上やDXに資する投資をメリハリの効いた形で後押しするため、中小企業経営強化税制の見直し及び延長を行う。

現行制度

【適用期限：令和4年度末まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
A類型	<u>生産性が旧モデル比平均1%以上向上</u> する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・生産等設備 を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。 ・国内への投資 であること ・中古資産・貸付資産でないこと 等
B類型	<u>投資収益率が年平均5%以上</u> の投資計画に係る設備	経済産業局	工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	
C類型	<u>可視化、遠隔操作、自動制御化</u> のいずれかに該当する設備		器具備品（30万円以上）	
D類型	<u>修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上</u> の投資計画に係る設備		建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	

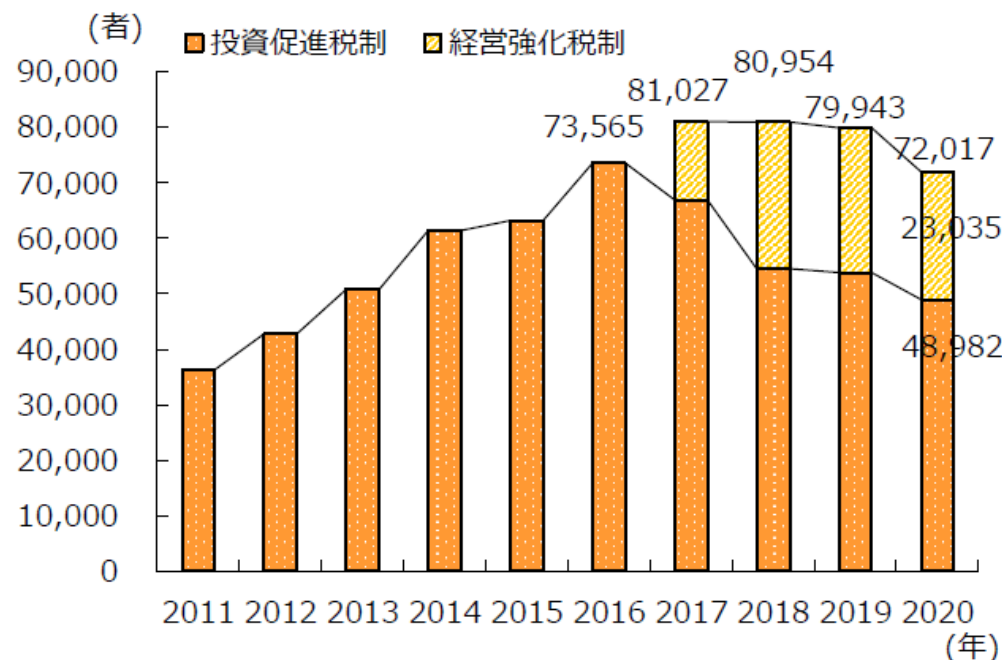
要望内容

○適用期限の2年間延長（令和6年度末まで）等の措置を講ずる。

(参考 1) 中小企業経営強化税制の活用状況

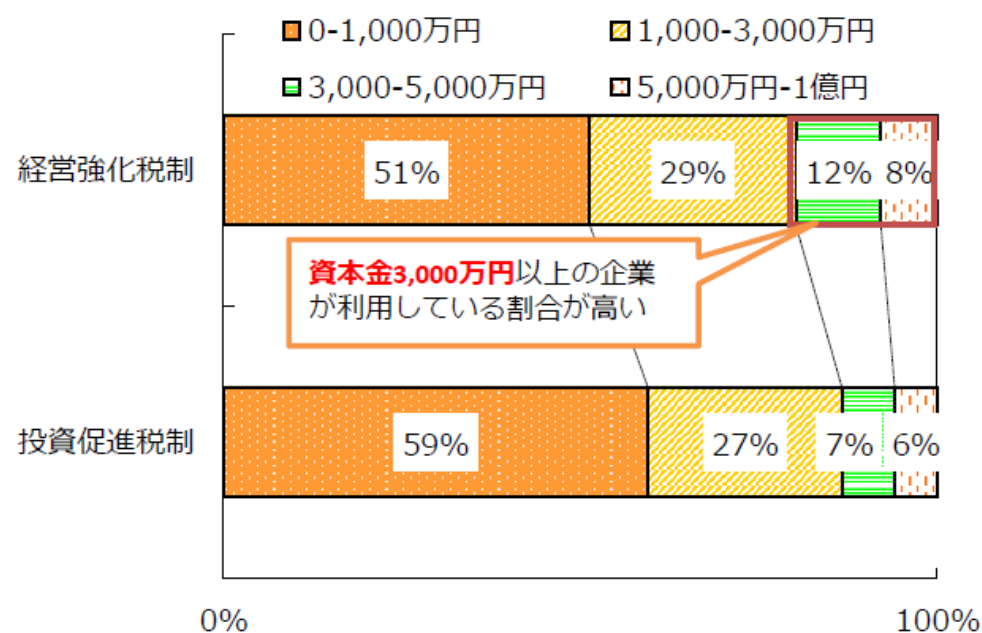
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用企業が減少したものの、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制全体として7万者を超える多くの中小企業が活用。
- 中小企業投資促進税制は規模を問わず多く使われ、経営強化税制は比較的大きな企業の生産性向上により効果的な設備投資において使われる傾向。

税制別適用者数の推移



資料：財務省「租税特別措置の適用実態調査」平成23年度～令和2年度

資本金別税制適用状況



資料：財務省「租税特別措置の適用実態調査」令和2年度

(参考2) 中小企業経営強化税制の活用事例

A類型

生産性向上設備の導入

X社（紙加工製造業）

- ティーパックを製造するX社は、A類型を活用し、新しい茶葉を袋詰めする機械を導入。
- 袋詰めの際にこぼれる茶葉が減り、原材料ロス率の低減・生産スピードの増により、製造原価が低減。
- また、機械騒音が低減し、作業負担が軽減。

生産スピードアップ！
海外需要にも応えていきたい！

＜事業者からの声＞



税制措置のおかげで、躊躇せず設備投資。
生産スピードが向上したので、海外需要にも
対応していきたい。

B類型

収益力強化設備の導入

Y社（パン・菓子製造業）

- パン製造・販売店を営むY社は、B類型を活用し、パンに同封する鮮度保存剤の貼付機や新しい空調を導入。
- これまで手作業だった工程を機械化できたことで、作業効率があがり、残業の削減につながった。また、性能の良い設備の導入で電気代が削減できた。

原料価格高騰の中でも
設備投資による生産性向上を実現！

＜事業者からの声＞



原料価格・エネルギー価格高騰で厳しい中でも、
設備投資を決断できた。
新しい設備によって固定費が削減され、経営状
況が改善した。

C類型

デジタル化設備の導入

Z社（鉄素形材製造業）

- 配管部品を製造しているZ社は、C類型を活用し、在庫管理システムを導入。
- 担当者の属人的な管理になっていた欠品データが可視化され、取引先への正確で迅速な納期回答ができるようになり、顧客満足度向上につながった。

システム導入で迅速な対応を実現！
顧客満足度アップ！

＜事業者からの声＞



税制措置のおかげで、システム更新を決断
できた。

中小企業投資促進税制の延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

延長

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、**一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%）（※）又は特別償却（30%）の適用**を認める措置。
※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る
- **物価高・新型コロナ禍等の中、設備投資に取り組む中小企業を支援するため、適用期限を2年間延長する。**

現行制度

【適用期限：令和4年度末まで】

対象者	・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1,000人以下の個人事業主		
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶賃貸業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く		
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】		
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】		
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く		
	・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）		
	・内航船舶（取得価格の75%が対象）		
措置内容	個人事業主		
	資本金3,000万円以下の中小企業	30%特別償却	又は 7%税額控除
	資本金3,000万円超の中小企業	30%特別償却	

要望内容

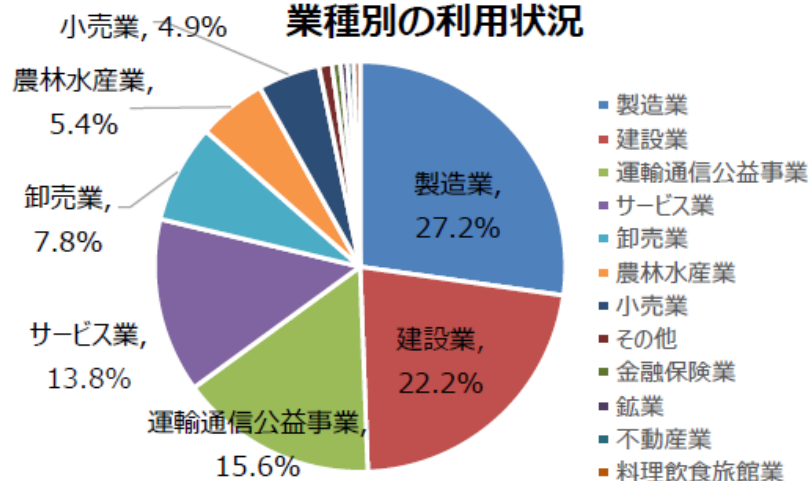
※中古品、貸付の用に供する設備、匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備は対象外

○適用期限を2年間延長する。（令和6年度末まで）

(参考) 中小企業投資促進税制の活用状況

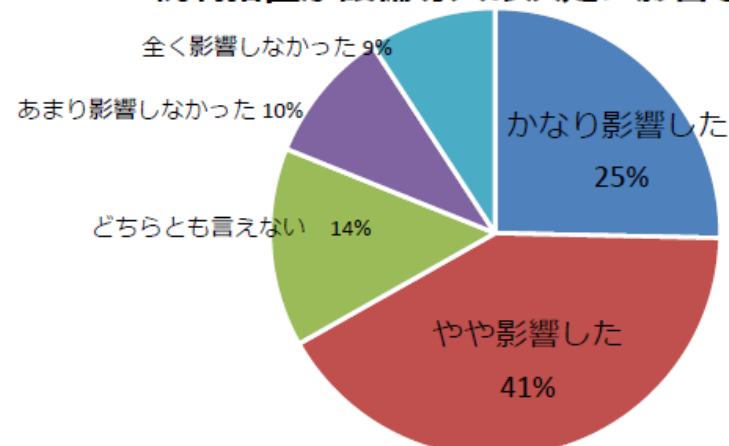
- 令和2年度の適用件数は約 5 万件で、製造業や建設業を中心に多くの業種において利用されている。
- 物価高等厳しい外部環境の下、中小企業のより多くの設備投資を喚起し、その労働生産性を向上させ、生産性の向上と賃上げの好循環を実現するためには、本税制措置は引き続き不可欠。

業種別の利用状況



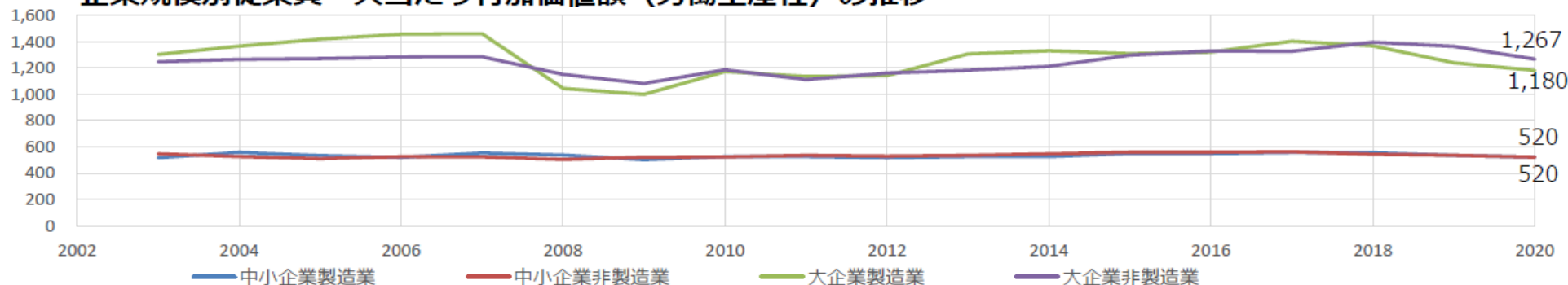
【出所】財務省「適用実態調査報告書」（令和2年度）

税制措置が設備導入の決定に影響したか



【出所】中小企業庁令和4年度実施アンケート（速報値） n=217

企業規模別従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）の推移



財務省「法人企業統計調査年報」

(注)1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。

2.平成18年度調査以前は付加価値額＝営業純益(営業利益－支払利息等)＋役員給与＋従業員給与＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課とし、平成19年度調査以降はこれに役員賞与、及び従業員賞与を加えたものとする。

- 地域経済を牽引する企業の成長を促進すべく、**本税制措置の適用期限を2年間延長**。
- 地域企業のデジタル化促進に向けて、**措置の対象となる資産にソフトウェア等を追加**するとともに、**戦略的な産業群の維持・強化等に資する事業に対する重点的な支援**を行う。

現行制度

【適用期限：令和4年度末まで】

地域経済牽引事業計画（都道府県の承認）

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

- ①地域の特性の活用 ②高い付加価値の創出
- ③地域の事業者に対する経済的効果

課税の特例措置（国の確認）

- ①先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く）
 - 労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上 等
- ②設備投資額が2,000万円以上
- ③設備投資額が前年度減価償却費の10%以上
- ④対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと

<上乗せ要件>（平成31年度以降の承認事業のみ）

- ⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
- ⑥労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上
- ※ サプライチェーン類型の事業は上乗せ要件の対象外。

課税の特例の内容・対象

- 地域経済牽引事業計画に従って行われる建物・機械等の設備投資について、下記の割合により、特別償却又は税額控除の適用を受けることができる。

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

- ※ 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円が限度。
- ※ 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。
- ※ 税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となる。

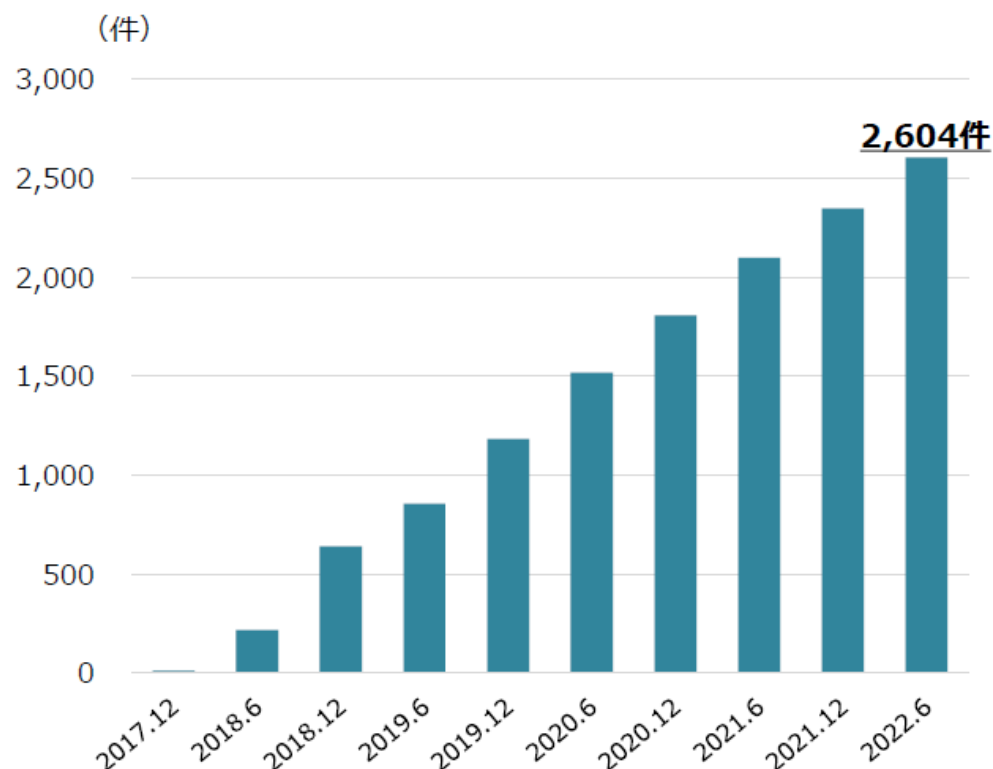
要望内容

- 適用期限を2年間延長する。（令和6年度末まで）
- 措置の対象となる資産にソフトウェア等を追加する。
- 戦略的な産業群の維持・強化等に資する事業に対する重点的な支援を行う。

(参考) 地域経済を巡る状況

- 地域未来投資促進税制の適用を受けるため、主務大臣による課税特例の確認を受けた事業は、2022年6月末までに、**全国で累計2,604件**となっており、本税制措置の**利活用ニーズは大きい**。
- **エネルギー価格や原材料費の高騰等を背景に厳しい経済状況が継続**。デジタル化促進に向けた**ソフトウェア投資**も含め、**本税制措置により、地域経済を牽引する企業の成長促進のための設備投資の後押しが必要**。

<地域未来投資促進税制に係る課税特例の確認件数（累計）>



出典：主務大臣による課税特例の確認実績に基づき経済産業省作成。

<設備投資を巡る国内各地域の声>

【設備投資全般に関する声】

- 半導体不足や中国のロックダウンの影響で受注環境の不透明性が高い中、**物流費やエネルギー価格の高騰**が収益を圧迫しており、**不急の設備更新案件はなるべく先送りする扱い**としている（広島[自動車関連]）。
- 欧州経済の不透明感が強まる中、**原材料価格や人件費の高騰**による収益環境の悪化を受け、**不急の維持・更新投資を延期**した（京都[電子部品・デバイス]）。

【デジタル化に向けた設備投資に関する声】

- 生産性の向上に向けて、生産現場に自動化設備を導入するほか、間接部門ではEDIツールの導入など**ソフトウェア投資に注力**していく（金沢[金属製品]）。
- 小売業は、慢性的な人手不足に悩まされているうえ、今後も**生産年齢人口の減少から一段と人手確保が難しくなる**とみている。このため、**自動発注システムなどの省人化投資**を積極的に進めている（釧路[小売]）。

出典：日本銀行「地域経済報告（さくらレポート）」2021年7月・2022年1月
2022年7月版より抜粋。

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

（旧戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン事業及びサビサポ事業））

中小企業庁経営支援部
技術・経営革新課

令和5年度概算要求額 **132.9 億円（ 104.9 億円 ）**

事業の内容

事業目的

特定のもので基盤技術及びIoT、AI等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発や試作品開発等の取組を支援し、中小企業のもので基盤技術及びサービスの高度化を通じて、イノベーションによる我が国製造業及びサービス業の国際競争力の強化を図ることを目的とします。

事業概要

中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を最大3年間支援します。特に、本事業で取り組む研究開発プロジェクトに関し、ファンド等の出資者から出資を受けることが見込まれる場合には、重点的に支援を行います（出資獲得枠）。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※委託：補助事業に係る評価・分析、販路開拓等に取り組みます。

補助：中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う研究開発等を支援します。

補助事業期間：2～3年

補助上限額：（通常枠）単年4,500万円、3年間9,750万円
（出資獲得枠）単年1億円、3年間3億円

補助率：中小企業者等2/3以内 大学・公設試等定額

※一部定額上限あり、課税所得15億円超の中小企業等は1/2以内

成果目標

○事業終了時点での以下の達成を目指します。

・個々のプロジェクトの研究開発達成度50%超

○事業終了後5年経過時点で以下の達成を目指します。

・事業化を達成するプロジェクトが50%超

・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上

・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上

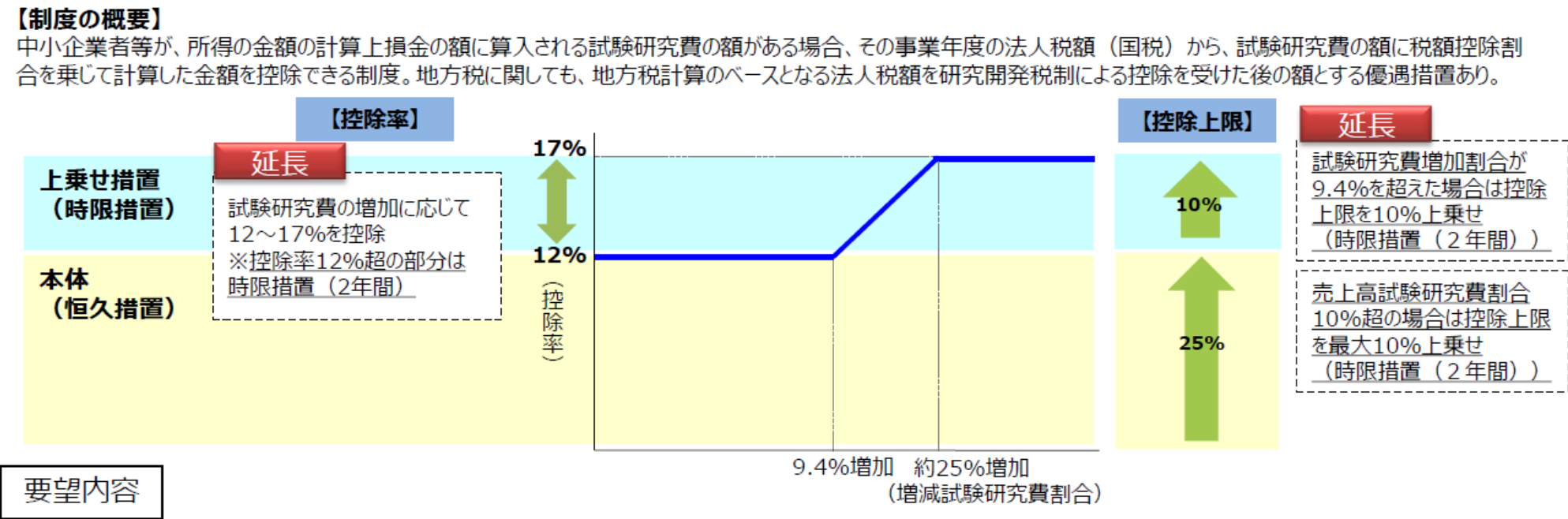
・補助事業の総売上累計額が総予算投入額の150%

中小企業技術基盤強化税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税)

拡充・延長

- 我が国の企業の99%を占める中小企業の研究開発は、イノベーションの源泉として経済成長にとってきわめて重要。
- 中小企業の財務基盤は脆弱であるが、我が国として研究開発投資を伸ばしていくことが求められている中、積極的に投資を拡大する企業の研究開発を推進していく必要性は高い。よって、**中小企業技術基盤強化税制の上乗せ措置**を延長する。

現行制度 【適用期限：時限措置については令和4年度末まで】



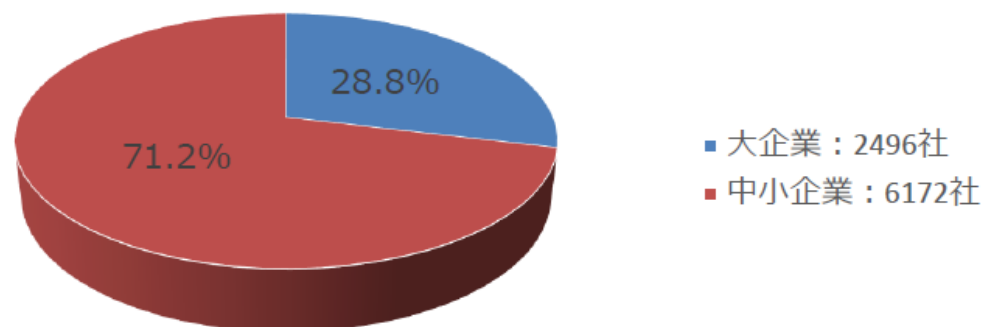
要望内容

- 中小企業技術基盤強化税制の控除率の上乗せ措置の適用期限の延長（2年間（令和6年度末まで））
- 試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗せ措置の適用期限の延長（2年間（令和6年度末まで））
- 中小企業者等について、試験研究費が9.4%超増加した場合の上乗せ措置の適用期限の延長（2年間（令和6年度末まで））
- オープンイノベーション型の見直し（スタートアップ定義等）
- サービス開発の要件の見直し 等

（参考）中小企業の研究開発税制の活用状況

- 令和2年度の研究開発税制を活用している企業は8,668社。そのうち約7割は中小企業で、1社あたりの活用額は約600万円程度。

	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度	令和2年 度
研究開発税制を 活用している企業 数	7,369社	8,003社	8,930社	9,087社	9,003社	8,888社	9,513社	9,512社	9,076社	8,668社
研究開発税制を 活用している中小 企業数	5,290社	5,528社	6,067社	6,221社	6,211社	6,083社	6,577社	6,691社	6,473社	6,172社
中小企業における 研究開発税制活用 金額	288億円	283億円	322億円	364億円	388億円	368億円	405億円	419億円	391億円	343億円
中小企業の割合	71.5%	69.1%	67.9%	68.5%	69.0%	68.4%	69.1%	70.3%	71.3%	71.2%
中小企業1社あた りの活用金額	544万円	512万円	531万円	585万円	624万円	604万円	616万円	626万円	604万円	556万円



（出典）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から作成

【４】 地域課題解決に向けた取組への支援 の拡充等

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業

中小企業庁経営支援部
小規模企業振興課

令和5年度概算要求額 **12.9 億円** (10.9 億円)

事業の内容

事業目的

国と地方公共団体が中小企業基本法及び小規模企業振興基本法の規定に
則り、適切に役割分担し、相互を補完する形で施策を講じ、各地域において地
域の経済課題に応じた多様な小規模事業者支援事業の実行が推進され
ることにより、小規模事業者の経営の改善発達を通じた地域経済の発展、各地
域の経済発展に伴う日本全体の経済発展へと寄与することを目的とします。

事業概要

地方公共団体が、地域の自然的経済的社会的諸条件に応じて、小規模事業
者の経営の改善発達を目的とした施策（経営計画の作成支援、経営計画に
基づく販路開拓の実行支援等）を講じる場合に、当該施策に要する費用を補
助します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

都道府県が支援した小規模事業者のうち、経営の改善発達につながった事業者の割合が50%を超えることを目指します。

地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業

中小企業庁経営支援部商業課
地域経済産業グループ
中心市街地活性化室

令和5年度概算要求額

8.8 億円 (4.6 億円)

事業の内容

事業目的

中小商業者等のグループが商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する事業に対して、国と地方公共団体が協調して支援を行うとともに、テナントミックスの実現に向けた体制の構築やまちづくり人材の育成を支援することで、商業集積地の賑わい創出と地域の持続的発展を促進します。
※テナントミックスとは、商業集積活性化を図るための最適なテナント（業種業態）の組み合わせを意味しており、本事業では、地域の新たなニーズや需要に対応した最適な供給体制を面的に構築することを指す。

事業概要

(1) 地域商業機能複合化推進事業

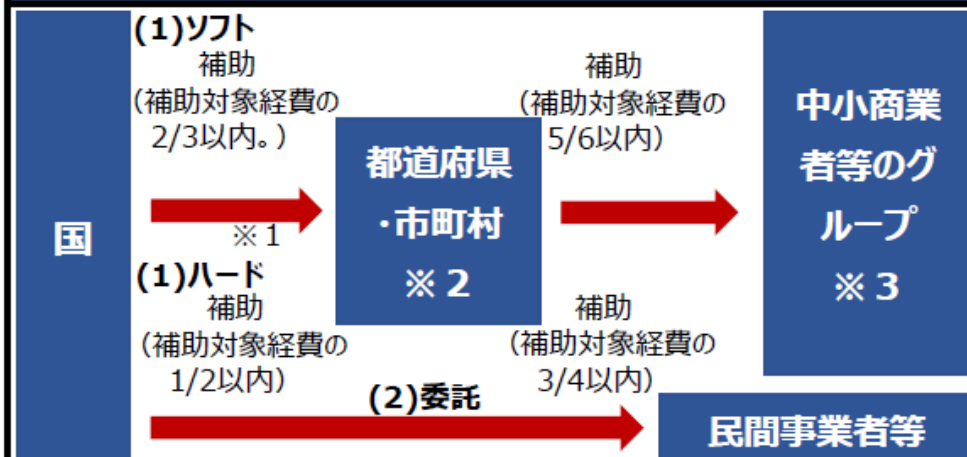
【ソフト事業】AIカメラ等の導入による来街者の属性・回遊情報の収集・分析や、空き店舗等を活用したチャレンジショップによる消費者ニーズの把握等、テナントミックスの実現に繋がる情報の収集・分析に係る取組を支援します。

【ハード事業】最適なテナントミックスを実現するため、来街者の属性や消費動向等の分析を踏まえ、エリア全体への波及効果をもたらす魅力的な施設の整備を行う取組を支援します。

(2) 外部人材活用・地域人材育成事業

地域に外部の専門人材を派遣し、テナントミックスの実現に向けた推進体制の構築や計画策定等を後押しするワークショップ等の伴走支援を行うとともにまちづくり人材の育成を実施します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※1. 補助上限額は、ソフトが400万円、ハードが4,000万円

※2. 国⇒市町村⇒事業者、国⇒都道府県⇒事業者、国⇒都道府県⇒市町村⇒事業者

※3. まちづくり会社、商店街組織、飲食店街、温泉組合など

成果目標

商店街等において最適なテナントミックス等に取り組む推進体制を全国1,700の地域で構築します。

地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業

地域経済産業グループ
地域産業基盤整備課
地域経済活性化戦略室

令和5年度概算要求額

8.4 億円 (6.5 億円)

事業の内容

事業目的

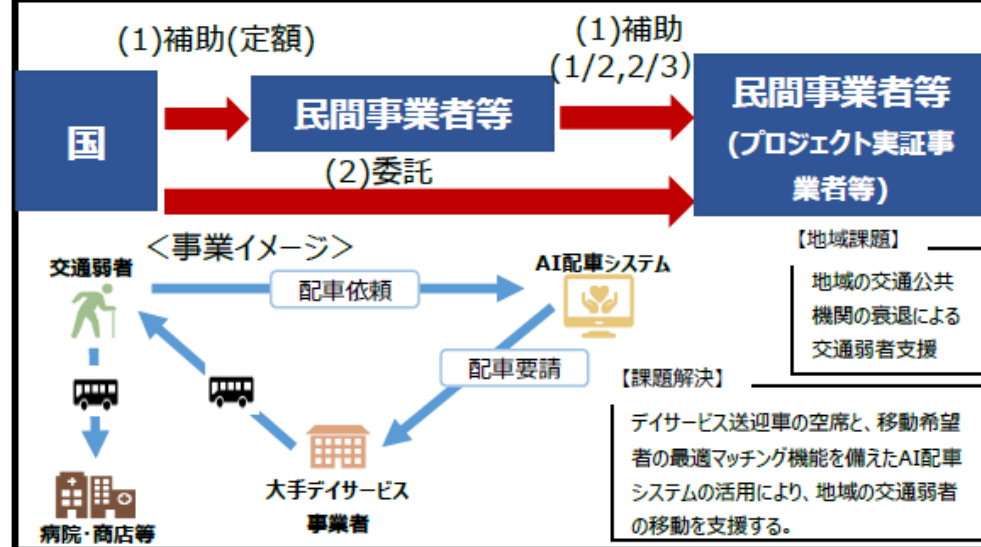
地域・社会課題が多様化・複雑化する中、地方公共団体による課題対応が困難になっており、地域で持続的に課題解決を行うためには、ビジネスモデル創出が必要です。このため、地域内外の中小企業等が、地方公共団体等の地域内の関係主体と連携しつつ、地域・社会課題解決と収益性との両立を目指す取組（地域と企業の持続的共生）や、地域の企業群に対して、人材の獲得・育成・定着を行う取組等を支援するとともに、地域で持続的に課題解決を行うために、地方公共団体からの地域課題の提示や地域内外の関係主体の連携体制の構築を目的とします。

事業概要

（１）広域的課題解決実証プロジェクト、地域戦略人材確保等実証事業ベンチャー・中小企業等が、自らもしくは複数社で連携し、複数地域（５地域以上）で抽出して束ねられた課題解決・付加価値向上に資する取組を行う際に必要な経費の一部を支援します。また更なる広域展開を行う場合は、支援を拡充します。また、民間事業者等が複数の地域企業を束ね、地方自治体、金融機関等の地域の関係機関と連携しつつ、地域の企業群を一体として、将来の経営戦略実現を担う人材等の確保・域内でのキャリアステップの構築等の総合的な取組を行うことを支援します。

（２）地域・社会課題解決に向けたマッチング、社会的インパクト評価
地域・社会課題のオープン化を促すための地方公共団体向けのセミナーや一緒に解決を目指す企業とのマッチング機会等を作るとともに、地域・社会課題解決事業の社会的インパクト評価を実施します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

（１）広域的課題解決実証プロジェクト、（２）地域・社会課題解決に向けたマッチング、社会的インパクト評価
令和2年度から令和6年度までの5年間の事業であり、最終的には地域における持続的な課題解決事業の定着率を令和6年度に60%を目指します。

（１）地域戦略人材確保等実証事業
令和4年度から令和6年度までの3年間の事業であり、最終的には地域における人材の獲得・育成・定着を行う取組の定着率を令和8年度に70%を目指します。

工業用水道事業費

地域経済産業グループ
地域産業基盤整備課

令和5年度概算要求額 **34.8 億円** (20.3 億円)

事業の内容

事業目的

工業用水道事業は、工業用水の豊富・低廉な供給により工業の健全な発達を支える重要なインフラです。近年、サプライチェーンの強靱化に向けた国内立地の需要も高まる中、激甚化する災害等により、大規模な漏水事故等が急増しています。

こうした、激甚化する災害に備え、工業用水道施設の強靱化（耐震化・浸水対策・停電対策）を図るとともに、デジタル技術等、広域化等、民間活用による施設の合理化や経営の最適化を促すことで、豊富で低廉な工業用水の安定的な供給を実現することを目的とします。

事業概要

激甚化する災害に備え、工業用水道施設の強靱化を促すため、工業用水道事業者が実施する耐震化・浸水対策・停電対策等の事業の費用の一部を支援します。

また、施設の合理化や事業の経営最適化を促すことで、施設の強靱化の更なる加速化を実現するため、デジタル技術等を用いた広域化等や民間活用の導入を目指す事業の費用の一部を支援します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



施設の強靱化の例

耐震化



例：管路の耐震補強

浸水対策



例：施設のかさ上げ

停電対策



例：自家発電機の整備

成果目標

更新・耐震化等の取組を進める工業用水道事業者を増やすことで、基幹管路の耐震化適合率を令和7年度までに60%以上を目指します。

令和4年度調査により具体化した、デジタル技術等、広域化等、民間活用の一体的な推進に向けた事業モデルについて、令和7年度までに3件程度の導入事例創出を目指します。

【5】 伴走支援・人材確保支援等

中小企業・小規模事業者人材対策事業

中小企業庁経営支援部
経営支援課

令和5年度概算要求額 **8.9 億円** (8.4 億円)

事業の内容

事業目的

中小企業・小規模事業者が、自社を取り巻く様々な環境変化に対応し、事業活動を維持・成長できるよう、経営課題の解決に資する人材の確保・活用・定着等に係る意識およびノウハウを向上させることを目的とします。

事業概要

中小企業・小規模事業者が、自社が抱える経営課題の解決に向け、兼業・副業、人材育成を含む多様な形態や、女性、高齢者、就職氷河期世代を含む多様な人材の確保・活用・定着等を図るためのセミナー・マッチング等を実施します。加えて、地域の経営支援機関間の連携強化等を通じた中核人材確保支援の担い手育成を実施します。特に、地域の特色に応じた支援機関ネットワークのモデルを創出します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

自社のニーズに合致する人材の獲得にチャレンジし、内定に至った事業参加者の割合20%以上を目指します。また、事業内で育成した担い手の70%が人材支援を実践出来るようになることを目指します。

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

令和5年度概算要求額 **54.0 億円** (**40.0 億円**)

事業の内容

事業目的

中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための相談体制を整備することによって、その解決を支援し、地域経済を活性化することを目指します。

事業概要

(1)よろず支援拠点：

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として各都道府県に「よろず支援拠点」を設置することで経営課題の解決に向けた支援を実施します。

(2)専門家派遣事業：

よろず支援拠点や商工会・商工会議所等では解決困難な課題に対して、それぞれの課題に対応した専門家を派遣し、その解決を支援することで、地域の支援機関の側面支援を行います。

(3)高度化実証事業：

新型コロナウイルス感染拡大を契機に中小企業におけるデジタル化が進んでいるところ、オンラインで個社に適した支援者等が見つかる仕組みや支援者間連携による経営支援の仕組みを実証的に設け、支援サービスの効率化・高度化につなげます。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1)



(2)



(3)



成果目標

(1)よろず支援拠点：

よろず支援拠点から提案された解決策を実行した事業者のうち、成果があった事業者の割合が65%以上になることを目指します。

(2)専門家派遣事業：

専門家を派遣した件数に対し、経営課題の解決に向けた対策を立てることができた件数の割合が90%以上になることを目指します。

(3)高度化実証事業：

オンラインで個社に適した支援策・支援者等が見つかる仕組み等を活用した事業者のうち、個社に適した支援策・支援者等が見つかった割合が10%以上になることを目指します。

小規模事業対策推進等事業

中小企業庁経営支援部
小規模企業振興課

令和5年度概算要求額 **54.8 億円** (53.3 億円)

事業の内容

事業目的

商工会及び商工会議所が実施する経営改善のための支援事業を通じた小規模事業者の持続的発展の実現を目的とします。

事業概要

小規模事業者は、持続的成長・発展を通じた地域経済の活性化や地域の雇用創出などを担う極めて重要な存在です。そのような小規模事業者にとって身近な存在として地域に根差した経営指導を行っている商工会等が実施する以下の取組について、全国団体等を通じて支援を行います。

- (1) 経済産業大臣の認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき、商工会等が実施する小規模事業者の販路開拓や事業計画の策定に要する経費等を支援します。
- (2) 全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会等と連携して実施する全国的な販路開拓など地域の持続的発展に向けた取組を支援します。
- (3) 小規模事業者が直面する諸課題に円滑に対応できるよう、全国団体を通じ商工会等が行う制度・周知広報や窓口相談・巡回指導、セミナー開催等に対応する人員を派遣する取組を支援します。
- (4) 全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会等を指導するための人件費や全国団体、商工会等の支援能力向上のための研修開催費等を支援します。
- (5) 経営発達支援計画等には一定の知識と経験を有した経営指導員を関与させる必要があるため、経営指導員に対する講習を実施します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 伴走型小規模事業者支援推進事業



(2) 地域力活用新事業創出支援事業

(3) 制度改正等の課題解決環境整備事業

(4) 商工会・商工会議所等の指導事業



(5) 法定経営指導員講習事業



成果目標

商工会・商工会議所の経営発達支援計画に基づく支援を受けた事業者のうち、売上高が増加した事業者の割合が40%以上となることや専門家派遣等による相談等対応件数のうち、解決的支援件数の割合100%を目指します。

従業員に対する マイナンバーカード 申請支援のお願い

デジタル庁

貴社従業員に対する マイナンバーカードの申請支援のお願い



この度、健康保険証利用の本格運用をはじめ、マイナンバーカードのメリットがさらに拡大することとなりましたので、ぜひ従業員の皆様に御周知いただくとともに、マイナンバーカードの取得促進に更なるご協力を賜れますようお願い申し上げます。

特に、従業員がマイナンバーカードを健康保険証利用することで、医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減できます。（他のメリットにつきましては次項にまとめております。ぜひ併せてご周知ください。）

貴社におかれましても、ぜひ、新入社員の入社式、各種研修等、様々な機会に、従業員の皆様のマイナンバーカードの申請について周知いただき、さらに、申請支援も賜りくださいますようお願い申し上げます。

こ～んなに便利！マイナンバーカード

NEW!

公金受取口座の登録で
給付金等の受取が
カンタン！

住民票の写しなども
コンビニで
カンタン取得

行政手続きも
オンラインで

健康保険証
として使える！

本人確認書類
として使える

確定申告でも
医療費通知情報を
カンタン連携

新型コロナワクチン
接種証明書の
電子交付にも利用！

NEW!

最大20,000円分の
マイナポイントが
もらえる！

マイナンバーカードの新規取得等で最大5,000円分
健康保険証としての利用申込みで7,500円分
公金受取口座の登録で7,500円分

詳しくは **マイナポイント** で検索！

薬剤情報や
特定健診情報等が
マイナポータルで
確認できる！

詳しくは **マイナンバーカード** で検索！

デジタル庁作成 (R4.5)

